

平成19年4月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第 1 号 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

報 第 2 号 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

中村総務課長から、報第1号について、教育庁の組織改編に伴い所要の整備を行った旨の説明があった。

主な改正点は5点あり、まず1点目は給与課分室の一部廃止と名称変更を行ったこととそれに伴い所掌事務を整理したこと。2点目は総務課所掌事務のうち旅費、物品調達、軽微な支出事務を総務事務集中課に委任すること。3点目はスポーツ課の所掌事務から財団法人和歌山県スポーツ振興財団に関するものを削除し、和歌山県体力開発センター他2施設に関するものを追加したこと。4点目は学校教育法の一部改正に伴い、「盲学校・ろう学校・養護学校」を「特別支援学校」に名称を改めたこと。5点目は「栄養教諭」を配置したことに伴い規則を改正したことである。

続いて、報第2号について、学校以外の教育機関の職に「スポーツ主任」と「スポーツ主査」の職を設置したとの説明があった。

委員からは、「スポーツ主任」「スポーツ主査」を設置したことについて質問があり、総務課長から人事異動に伴う設置であるとの回答があり、報告のとおり了承された。

報 第 3 号 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給の基準に関する規則の一部を改正する規則について

辻本給与課長から、昇格要件の追加、昇給日の変更、学校教育法の一部改正、栄養教諭の配置、災害補償制度の改正等に伴い所要の整備を行ったとの説明があった。

主な改正点は5点あり、まず1点目は昇格要件を規則で明確化したこと、2点目は昇給日を1月1日から4月1日に改正したこと、3点目は学校教育法の一部改正に伴い「盲学校・ろう学校・

養護学校」を「特別支援学校」に改正したこと、4点目は平成19年4月に「栄養教諭」を配置したことに伴い級別資格基準表等へ職種を追加したこと、5点目は地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、違法兼業に係る通勤については公務とみなさない旨の規定を整備したとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 4号 和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則について

木下文化遺産課長から、近代美術館に「教育普及課」を設置し、近代美術に関する知識の普及や学校等の教育機関との連携を充実させるために所要の整備を行ったとの説明があった。

主な改正点は、現在の「学芸課」を「教育普及課」と「学芸課」に改めたことと、それに伴い所掌事務の改正を行ったとの説明があった。

委員から、学校の社会見学や各学年のカリキュラムに合わせて、近代美術館、博物館、自然博物館、紀伊風土記の丘が連携を密にして、子どもたちの総合学習等に結びつけられるようにされたいとの意見があり、課長から近代美術館他3施設の連携をとって学校の社会見学等に役立てるとともに、入館者を増やすように努めていくとの回答があった。また、委員長から、近代美術館他3施設の持っている財産の一層の活用を検討し、生の教材として使えるように工夫する役割を教育普及課が先頭に立って進めてほしいとの意見があり、報告のとおり了承された。

報 第 5号 平成19年度学校給食用パン加工賃、麺類加工賃及び委託炊飯加工賃について

井上健康体育課長から、学校給食用パン加工賃、麺類加工賃及び委託炊飯加工賃について、業者と協議を行った結果、原油 価格の高騰に伴う燃料費や輸送費の増加及び近畿2府3県の状況を勘案して、パン加工賃と委託炊飯加工賃については、前年度より1食当たり10銭増額の価格 改定を行い、牛乳については、農林水産部において前年度より1本当たり65銭増額の42円75銭に決定されたとの説明があり、報告のとおり了承された。

付議事項

議案第 1 号 平成 20 年度中高一貫教育校の設置（案）について

中村総務課長から、平成 20 年度、日高高等学校に併設型中高一貫教育校を設置し、2 クラス 80 人を募集したいとの説明があった。設置理由は、全県的なバランスや地域の状況、地元教育委員会等からの強い要望があること、既設校に対して多方面からの高い評価を得ていること、同校において、社会で求められる教育ニーズに対応した計画や体制が準備されていることであり、設置構想としては、6 年間の計画的・継続的な教育活動を展開して職業観・社会性の育成、知・心・体の調和のとれた人間形成、総合的・科学的に解決できる能力の育成を目指すというものである。

また、教育内容等については、夏頃に発表する予定であるとの説明があった。

委員から、東牟婁地方からの設置要望の状況についての質問があり、総務課長から現在は賛否両論があり、具体的な要望はないとの回答があった。委員から、将来県内で中高一貫校が何校になる予定との質問があり、総務課長から地域バランス、生徒数の減少等を勘案して検討している段階で、具体的な数値目標は現時点ではないとの回答があった。委員から、東牟婁地方では地元意見等に加えて教育機会の提供という観点からどう考えるかとの質問があり、総務課長から生徒数の減、地理的条件、既存私立校等様々な要素を検討するとともに地元調整を行うとの回答があった。委員から、日高地方と東牟婁地方からの設置に関する支持・要望の状況について質問があり、総務課長から教育委員会、PTA、学校関係者等の支持・要望を比較した場合、日高地方からの度合いが高いとの回答があった。委員から、日高地方から和歌山市内及び田辺市内への通学状況について質問があり、総務課長から地元地域外へ通学している生徒を地域活性化と人材育成の観点から地元校へという考え方が非常に強いとの回答があった。委員から中高一貫教育校の設置決定に至る検討状況についての質問があり、教育長から、日高地方では住民間で地域外へ生徒が流出するという危機感から設置要望が強くなったこと、御坊市教育委員会の設置要望も強いこと、設置校の概念と計画が確立されてきていることがあり、東牟婁地方についても、学校や地域の熱意を踏まえながら検討していきたいとの回答があった。委員から、東牟婁地方

から田辺市への通学は 困難であることと三重県からの通学も考えられること、地域の活性化を教育面から図ること等の観点から質問があり、総務課長から教育の機会均等等について研究・議論していくとの回答があった。委員から、教育の充実が地域経済やコミュニティの核ともなるべきを人材を確保維持することになり、機会の均等と公立・私立中学校とのバランスを考えながら、共に向上発展が図れるような方向で検討を進める必要があるとの意見があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 2 号 和歌山県指定文化財の指定（案）について

木下文化遺産課長から、和歌山県指定文化財の指定について、平成19年3月28日に開催した和歌山県文化財保護審議会において、建造物1件、美術工芸品2件、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財1件、記念物2件、名勝1件の指定と、天然記念物1件の指定解除について答申を得たとの説明があった。

指定物件は、建造物のかつらぎ町花園北寺、北寺区所有の地藏堂1棟、美術工芸品の宗教法人禅林寺所有の「塑造薬師如来坐像」1軀、太地町立くじらの博物館所有の「近代捕鯨銃砲」22基、有形民俗文化財の県立紀伊風土記の丘所有の日高地域の地曳網漁用具及び和船「用具」87点、「文献資料」3点、「和船」1艘、無形民俗文化財の印南八幡秋祭実行委員会の「印南八幡の重箱獅子と祭」、記念物の梅谷喜代子所有の「名古屋火葬墓」、隅田八幡神社所有の「隅田八幡 神社経塚」、名勝の財団法人琴ノ浦温山荘園所有の「琴ノ浦温山荘園」の指定理由と、天然記念物の宗教法人深専寺所有の「ほるとのきの老木」の指定解除理由 についての説明があり、原案のとおり決定した。